平成２６年（フ）第１２４号
岡山市南区浜野３丁目15―20　リアン101、住民票上の住所岡山市東区神崎町2698番地２号棟504号
債務者　景山有美子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４１０号
東京都墨田区東向島２丁目11―20―302
債務者　野澤　克彦
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６６号
東京都調布市西つつじケ丘２丁目13番地６るんびに苑303
債務者　岩佐　竜男
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２号
熊本県球磨郡山江村大字山田乙2521番地の22
債務者　浦川　　歩
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第３５６９号
東京都荒川区東尾久５丁目12―10―503
債務者　石井　彰一
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５７０号
東京都荒川区東尾久５丁目12―10―503
債務者　石井　文美
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６号
静岡県藤枝市小石川町３丁目７番12―５号、住民票上の住所静岡市葵区井宮町99番地
債務者　清原　英子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３１号
静岡市駿河区中島2862番地の３　中島団地Ｓ33棟101号、旧住所静岡市駿河区中野新田722番地
債務者　石田　時久
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３２号
静岡市駿河区中島2862番地の３　中島団地Ｓ33棟101号、旧住所静岡市駿河区中野新田722番地
債務者　石田　紀子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４号
岡山県新見市草間1274番地、申立時の住所岡山市北区駅前町１丁目２番21号
債務者　藤本　一郎
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９７号
岡山市中区長岡県営住宅280
債務者　今井久美子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５号
岡山市中区湊235番地７
債務者　岩藤　弘英
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２７号
岡山市中区長岡県営住宅280
債務者　今井　行雄
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７号
長野県佐久市根岸3672番地
債務者　上野きみ恵
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第８号
長野県小諸市東雲３丁目13番３号　県営住宅下郷土団地３―203
債務者　小原奈美江
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部